

参考配布

平成 22 年 10 月 13 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 鈴木 英二郎

主任中央需給調整事業指導官 浅野 浩美

課長補佐 大谷 真司

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

03(3502)5227 (夜 間)

労働者派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、神奈川県労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、神奈川県労働局が配布した資料です。



神奈川労働局発表
平成22年10月13日

担 当	神奈川労働局職業安定部需給調整事業課 需給調整事業課長 古沢 孝至 主任需給調整指導官 沼野 柄也 電話 045-650-2810 F A X 045-650-2880
--------	--

労働者派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

神奈川労働局（局長：及川 桂）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣事業主

名 称	株式会社オーエスピー
代表者の職氏名	代表取締役 石垣 健一
所 在 地	神奈川県横浜市中区相生町6丁目104番地
許可に関する事項	許可年月日 平成18年6月1日 許可番号 般14-300403

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（改善命令の内容は下記第4のとおり）

第3 処分理由

株式会社オーエスピー（以下「オーエスピー」という。）は、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、神奈川労働局長から全社において契約している全ての労働者派遣の総点検の実施を指導され、これに対し、全て点検し是正した旨の報告を行ったにもかかわらず、その後も、以下のとおり、複数の法違反を行っていた。

(1) 長野県所在の派遣先Aに対し、名古屋支店においては平成21年4月1日から同年11

月30日まで、労働者派遣法施行令第4条第2号業務(機械設計関係※1)と称しつつ、また、長野営業所においては平成21年12月1日から平成22年8月4日まで、第5号業務(機器操作関係※2)と称して、労働者派遣契約を繰り返し締結しつつ、実際には、第2号及び第5号業務に該当しない業務である、物の製造のための機械操作や、物の製造のための機械のメンテナンスのほか、出来上がった製品の目視検査や機械による検査、出来上がった製品のラベル貼り、梱包等の業務に労働者派遣を行い、(3)に記載する法違反を行っていた。

(2) 神奈川県所在の派遣先Bに対し、厚木営業所においては平成19年9月25日から平成20年3月31日まで、第2号業務(機械設計関係)と称して、また、平成20年4月1日から平成21年6月30日まで、第5号業務(機器操作関係)と称して、さらに、本社においては平成21年7月1日から平成22年7月6日まで、第5号業務(機器操作関係)と称して、労働者派遣契約を繰り返し締結しつつ、実際には、第2号業務、第5号業務に該当しない、プリンタの修理を行うエンジニアからの技術料・出張料等の請求内容のチェック、顧客からの入金確認及び入金のない顧客に対する電話による督促等の業務に労働者派遣を行い、(3)に記載する法違反を行っていた。

(3) 具体的な法違反の内容は以下のとおり。

- ① 労働者派遣法第26条第1項に違反して、派遣期間を定めないまま、労働者派遣契約を締結し(名古屋支店)、かつ、業務の内容を適正に記載せず、
- ② 同法第26条第6項に違反して、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限のある業務について、派遣先から労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限に抵触する最初の日(以下「抵触日」という。)の通知を受けていないのに労働者派遣契約を締結し、
- ③ 同法第34条第1項に違反して派遣労働者に対し、業務の内容及び抵触日(厚木営業所では派遣元責任者、派遣先責任者も)を適正に明示せず、
- ④ 同法第35条の2第1項の規定に違反して、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限のある業務について抵触日以降も労働者派遣を行い(長野営業所、厚木営業所及び本社)、
- ⑤ 同法第35条の2第2項に違反して派遣先及び派遣労働者に対し、抵触日以降労働者派遣を行わない旨を通知せず(長野営業所、厚木営業所及び本社)、
- ⑥ 同法第37条第1項の規定に違反して派遣元管理台帳に記載すべき派遣労働者が従事する業務の内容を適正に記載しなかったこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 オーエスピーの全ての事業所において、現在行われている全ての労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って適正に行われているか総点検を行い、これらにかかる違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
- 2 上記の「理由」の各事項の労働者派遣法違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等の労働関係法令に違反することがないように、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

1 政令第2号 機械設計関係 (条文抜粋)

機械、装置若しくは器具(これらの部品を含む。以下この号及び第二十五号において「機械等」という。)又は機械等により構成される設備の設計又は製図(現図製作を含む。)の業務

2 政令第5号 機器操作関係 (条文抜粋)

電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器(第二十三号において「事務用機器」という。)の操作の業務

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）（抄）

（契約の内容等）

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、法第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

（就業条件等の明示）

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事

項を明示しなければならない。

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

- 一 次のイ又はロに該当する業務であって、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務
 - イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務
 - ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、

特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 1年

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

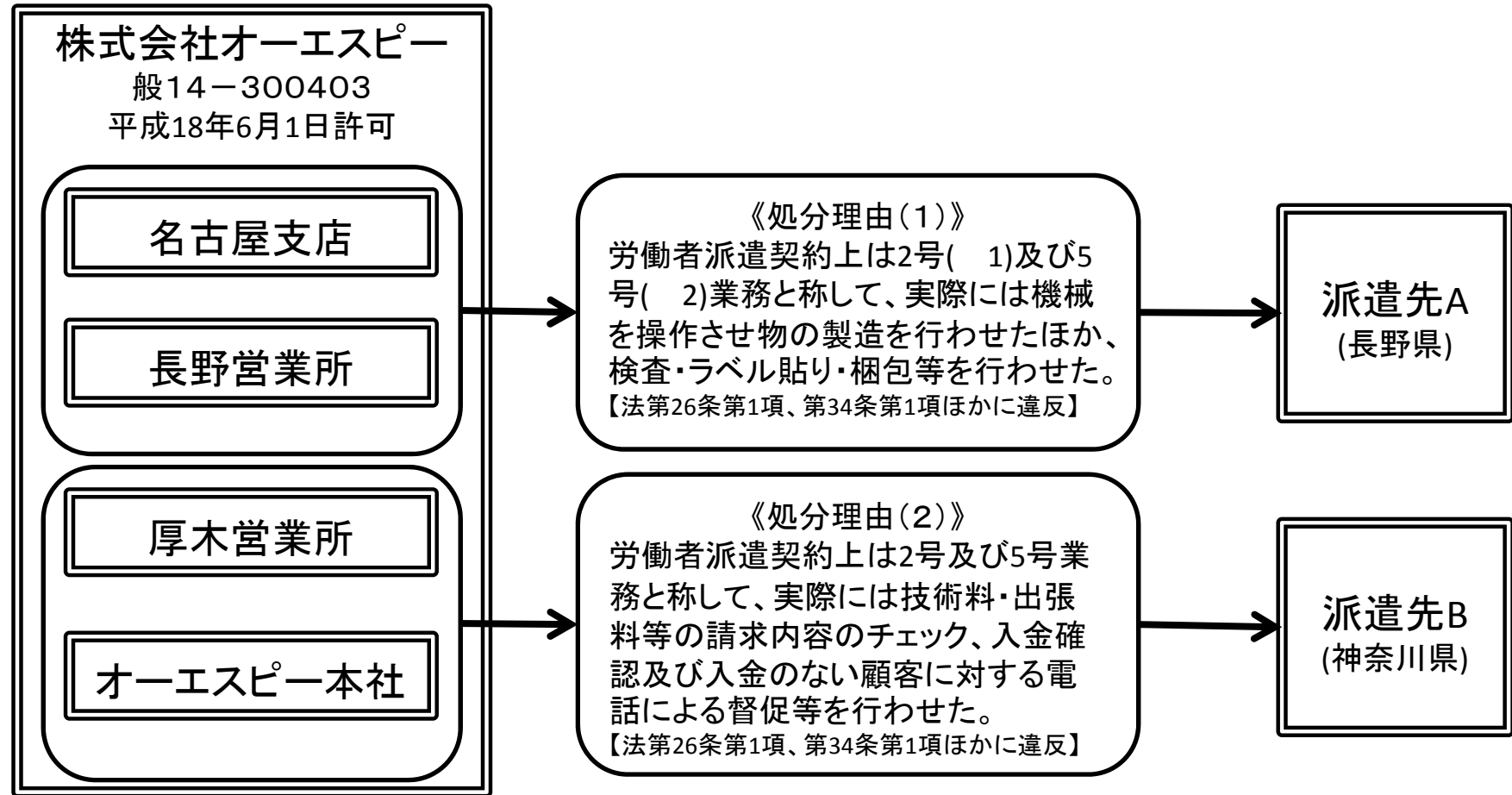
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

株式会社オーエスピーの事案の概要

《派遣元事業主》



- (1) 専門26業務の1つである「機械設計関係の業務」。専門26業務とは、政令第4条において、専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務として規定された業務で、派遣可能期間の制限がない。
- (2) 専門26業務の1つである「事務用機器操作の業務。」